

## 第2次山梨県環境基本計画の策定

山梨県環境基本条例(平成16年施行)の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として平成17年2月に策定した「山梨県環境基本計画」が、平成25年度に目標年次を迎えるのに伴い、環境を巡る社会情勢の変化を踏まえ、平成26年3月、新たに「第2次山梨県環境基本計画」を策定しました。



## 1 計画策定の考え方

### (1) 計画策定の趣旨

現代社会は、物質的豊かさと生活の利便性をもたらす一方で、廃棄物処理や生態系への影響、地球温暖化やオゾン層破壊など様々な環境問題が顕在化しています。

こうした環境問題は、日常生活や通常の事業活動に起因するものが多く、解決のためには、私たち一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイル、豊かさに対する考え方を変え、生活行動や経済活動のあり方そのものを「環境」という視点から見直していくことが求められます。

今、私たち全ての者が、人類社会の持続的発展に向けて、環境の持つ価値をより一層認識し直し、環境の保全と創造に向けた取組を進め、かけがえのない財産である緑あふれる森林、清らかな水などの豊かな自然や良好な環境を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

こうしたことから、本県では、平成16(2004)年4月、環境の保全及び創造に関する基本理念などを定めた「山梨県環境基本条例」を施行し、同条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画として、平成17(2005)年2月に「山梨県環境基本計画」を策定しました。平成25(2013)年度に「山梨県環境基本計画」が目標年次を迎えることから、環境を巡る社会情勢の変化を踏まえ、新たに「第2次山梨県環境基本計画」を策定しました。

### (2) 計画の目的

本計画の目的は次のとおりです。

健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。

県民、民間団体、事業者、市町村、県などの各主体が、目標を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

### (3) 計画の性格・他計画等との関係

本計画は、県政運営の基本指針である「第二期チャレンジ山梨行動計画」(平成23(2011)年10月策定)の基本理念である「暮らしやすさ日本一の県づくり」を環境面から推進する計画として、「環境先進地域」山梨の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画です。本県の環境保全に関連する個別計画等は、本計画が示す方向性に沿って策定し、推進するものとしています。また、県政の各分野の計画等についても、環境に関する事項については、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画と相互に連携しながら、施策の展開・推進を図るものとしています。

#### (4) 計画の対象

環境は、それ自体が包括的な概念であり、社会的ニーズや人々の意識変化によって変遷していくものであるため、限定的には捉えず、今後、新たな環境問題が生じた場合は適切に対応していく必要があります。本計画では、対象とする環境を、「山梨県環境基本条例」第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する施策の策定等に係る指針を踏まえ、おおよそ次のとおりとしています。

生活環境	廃棄物、物質循環 等 大気、水質、騒音・振動・悪臭、地盤沈下、土壌汚染、化学物質 等 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化的遺産 等
自然環境	森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性 等
地球環境	地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等



#### (5) 計画の期間

本計画は、平成35(2023)年度を目標年次として策定しました。

なお、環境の状況の変化などに対応するため、計画の環境指標(数値目標)等については、おおむね5年を目途に見直しを行うこととしています。

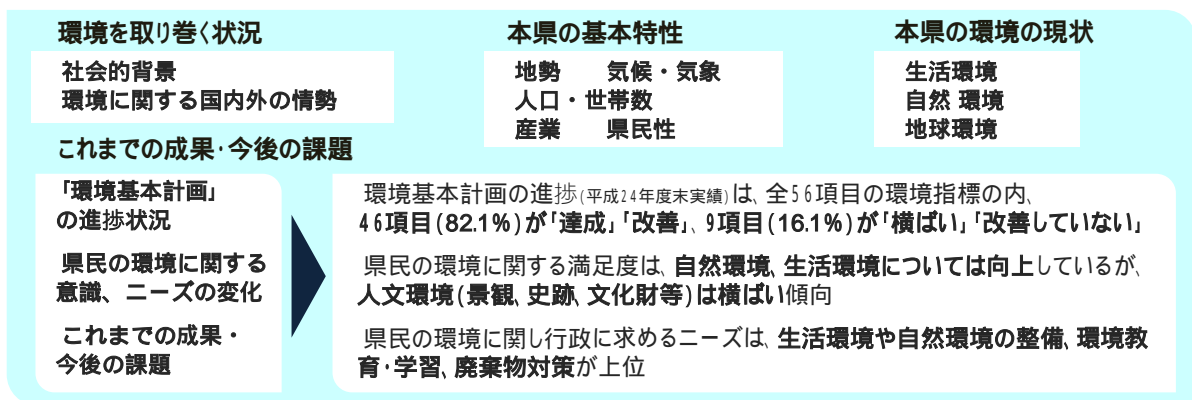
また、計画の策定時に想定されなかった社会経済情勢や環境問題の変化等が生じた場合は、必要に応じて随時見直しを行うこととしています。

## (6) 計画の構成

本計画は、全7章で構成しています。

## 2 環境に関する状況

本計画の策定にあたり、環境を取り巻く状況や本県の基本特性、本県の環境の現状、これまでの成果・今後の課題について整理しています。



## 3 計画の基本目標・目指すべき将来像

### (1) 計画の基本目標

本県では、これまで「環境首都・山梨」(「『環境首都・山梨』づくりプラン」平成6(1994)年～)、「環境日本一やまなしの確立」(「山梨県環境基本計画」平成17(2005)年～)を掲げ、豊かな自然の維持を図り、健康で文化的な生活の確保に努めてきました。健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受している私たちは、本県の環境を将来の世代へ引き継いでいく責任があります。

このため、本県の環境の状況を踏まえ、「山梨県環境基本条例」で示された3つの基本理念に基づく取組を推進していくにあたり、本計画の基本目標を次のとおりとしています。

#### < 第2次山梨県環境基本計画一 基本目標 >

わ  
**県民の環で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境**

県民総参加による連携(環)により、本県の豊かな環境を保全(守り)、創造(創り)し、未来へ繋げていくことを目指し、上記を本計画の基本目標としています。

## (2) 4つの目指すべき将来像

「山梨県環境基本条例」の基本理念及び計画の基本目標の実現へ向けた取組を推進するにあたり、「物質循環」、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の4つの分野の各々について、次のとおり目指すべき将来像を定め、施策を展開していきます。

### < 第2次山梨県環境基本計画 — 4つの目指すべき将来像 >



環境負荷の少ない  
循環型の地域社会



安全・安心で快適な  
生活環境



生物多様性に富んだ  
自然共生社会



地球環境の保全に  
貢献する地域社会

## 4 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割

持続可能な社会の実現のためには、県民一人ひとりがライフスタイルを見直し、身近なところから環境の保全と創造に取り組むとともに、事業者も循環型社会の実現に向け、最適生産・最適消費・最少廃棄に適合する事業活動を展開する等、各主体の責務と役割に応じた取組を進めることが求められています。

また、近年では、地域における取組において、環境NPOといった民間団体の役割の重要性が増しており、県民や事業者とともに、積極的な環境活動への取組が期待されています。

さらに、県民に最も身近である市町村には、その地域特性に応じた環境の保全と創造に関する取組を進めていくことが期待されています。

本計画では、地域を構成する県民・民間団体・事業者・市町村・県のそれぞれがどのような役割と責任のもとで取り組むことが望ましいのかを示すとともに、本計画の4つの目指すべき将来像を達成していくための、各主体の取組の基本的な指針を明らかにしています。

### ① 県民

日常生活に伴う環境への負荷の低減 地域での環境活動への参加 等

### ② 民間団体

専門的な知識やノウハウを生かして幅広い活動を行うこと  
他の主体との連携、他団体との協働・ネットワーク化などを進めること 等

### ③ 事業者

事業活動に伴う公害の防止 事業活動の各段階における環境への負荷の低減  
企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)の考え方に基づく  
地域の環境保全活動等への協力 等

### ④ 市町村

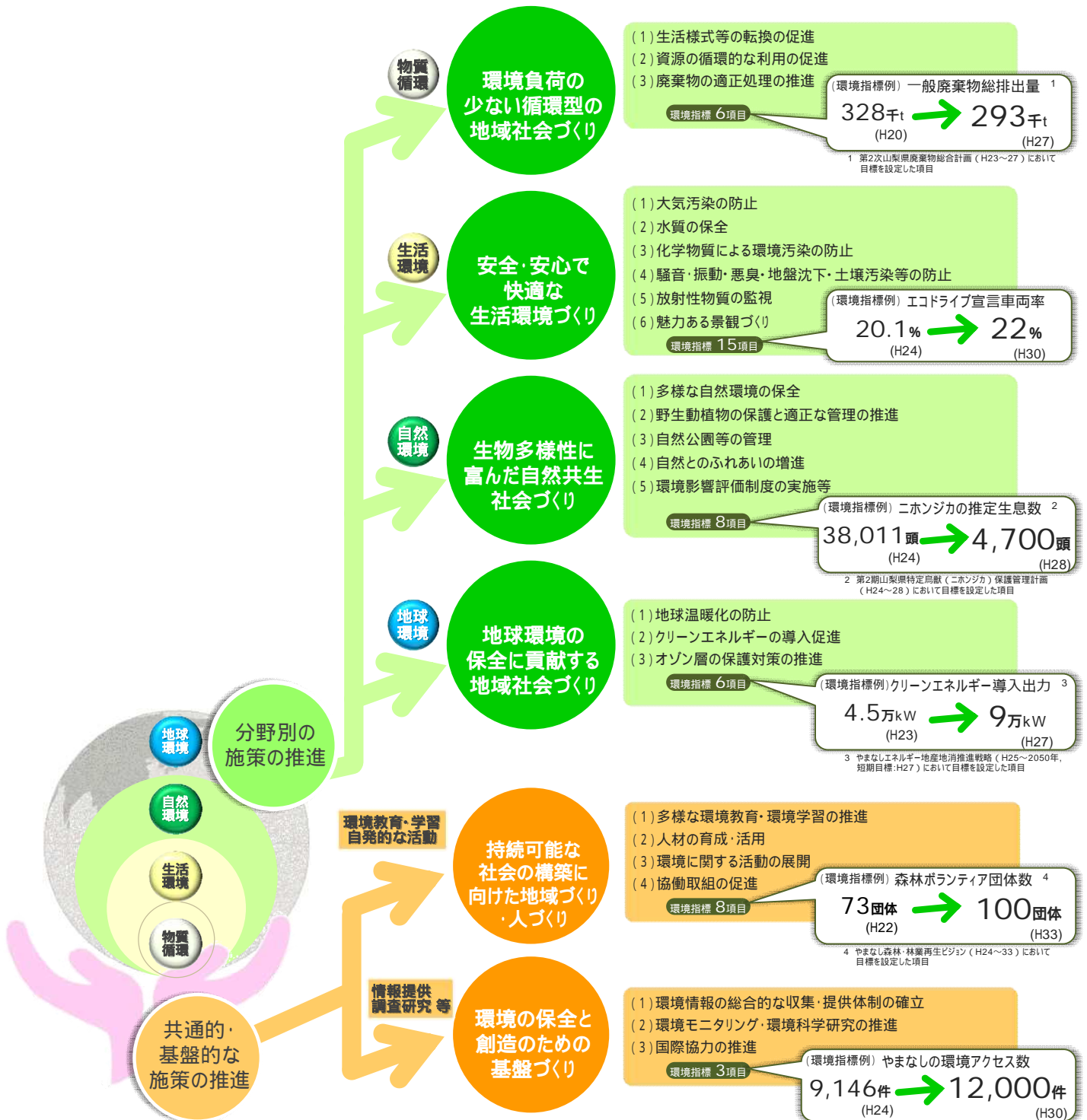
地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造の取り組み  
地域住民の環境意識の向上、環境活動の促進のため、環境教育等の普及啓発を推進  
市町村自らの事業活動による環境への負荷の低減 等

### ⑤ 県

本計画の目標達成に向けた施策の総合的、計画的な推進  
事業者、消費者としての環境への負荷の低減  
各主体との連携による施策の推進、各主体への支援による自主的な取り組みの促進 等

## 5 環境の保全と創造のための施策の展開

基本的な施策として6分野(24項目)を定め、現状と課題を整理し施策の方向を示すとともに、46項目(再掲含む)の環境指標(数値目標)を設定しています。





## 6 重点的に取り組む施策

重点的に取り組むべき課題について7分野(18項目)を定め、現状と課題を整理し施策の方向を示すとともに、30項目(再掲含む)の環境指標(数値目標)を設定しています。

The infographic is set against a green background and contains seven white rounded rectangular boxes, each representing a key strategy. Each box includes a numbered title, a list of actions, and a small badge indicating the number of environmental indicators associated with that strategy.

- 重点①** (物質循環, 生活環境, 自然環境): **富士山及び周辺地域の良好な環境の保全**  
(1) 多様な自然環境の保全  
(2) 優れた景観の保全  
(3) 富士北麓の不法投棄対策の推進 **環境指標 5項目**
- 重点②** (生活環境, 自然環境): **健全な森林・豊かな緑の保全**  
(1) 森林の多面的機能の発揮の促進  
(2) 森林環境教育の推進  
(3) 緑化の推進 **環境指標 3項目**  
(4) ふれあいの機会の提供
- 重点③** (生活環境, 自然環境): **持続可能な水循環社会づくり**  
(1) 健全な水循環の維持  
(2) 水環境の保全  
(3) ふれあいの機会の提供 **環境指標 5項目**
- 重点④** (生活環境, 自然環境): **環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり**  
(1) 美しい景観の保全整備の推進  
(2) 環境の保全に資する農業の促進 **環境指標 6項目**
- 重点⑤** (物質循環): **廃棄物等の発生抑制等の推進**  
(1) 発生抑制等に関する役割や取組の明確化  
(2) 不法投棄対策等の推進 **環境指標 6項目**
- 重点⑥** (生活環境, 自然環境): **野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進**  
(1) 野生鳥獣の保護管理の推進  
(2) 鳥獣害防止対策の強化 **環境指標 2項目**
- 重点⑦** (地球環境): **エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進**  
(1) クリーンエネルギーの導入促進  
(2) 省エネルギー対策 **環境指標 3項目**

### 環境の保全と創造のための施策と重点的に取り組む施策との関係

「5 環境の保全と創造のための施策」においては、本計画が対象とする環境の4分野(物質循環、生活環境、自然環境、地球環境)毎の施策及び共通的、基盤的な施策を網羅的に記載しています。

一方、「6 重点的に取り組む施策」では、環境の保全と創造のための施策の中から、特に重点的に取り組む項目を取り上げ、7分野に整理して記載しており、これらの中には、複数の環境分野に関連した項目もあります。



## 7 計画の推進

### (1) 推進体制

#### 庁内における推進体制

本計画の推進にあたっては、平成20(2008)年に庁内に設置した「さわやか・やまなし環境創造本部」において、部局間の相互の連携を図りながら、計画に基づく施策及び事業を総合的に推進していきます。

#### 各主体との連携

本計画の推進には、県民、民間団体、事業者、市町村といった各主体の取組も不可欠です。そのため、情報提供等とおして各主体の意識の共有化を図りながら、相互の連携・協働のもと、計画を推進していきます。

#### 国等との協力

本計画の推進にあたり、広域的な環境問題などへの対応については、国や関係機関、周辺自治体等との緊密な連携を図りながら、効果的な施策及び事業の実施に努めます。

### (2) 計画の進行管理

#### PDCAサイクルによる進行管理

本計画を着実に推進し、計画の基本目標や目指すべき将来像の実現を図るためには、施策及び事業の成果について定期的に点検・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:点検・評価)、A(Act:見直し・改善)という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施することとし、具体的には、環境指標(数値目標)の点検・評価をおした進行管理を行うこととしています。

なお、関連計画に基づく指標については、当該計画の目標値等と整合を図るものとし、計画改定等により指標の内容や目標値等が変更された場合は、本計画の指標も連動して変更し、統一した指標での進行管理を行うこととしています。

また、点検・評価の結果を受けて施策及び事業の内容や規模の見直しを検討するほか、環境問題を巡る状況や社会的動向の変化などに対応するため、必要に応じて本計画そのものの見直しについても検討することとしています。

## 環境の状況の公表

山梨県環境基本条例第9条の規定に基づき、毎年度の点検評価の結果を、山梨県環境保全審議会へ報告するとともに、広く県民、事業者等に速やかに公表し、環境の状況についての共通理解を図ることとしています。

### < 計画の進行管理の概要 >

